

障害者相談支援事業所山楽園

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定特定相談支援サービス及び指定障害児相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条の規定等に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意くださいを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. 事業者の概要	3
2. 事業所の概要	4
3. 事業所の職員体制	5
4. 職員の職務内容	5
5. 事業所の営業日及び営業時間	5
6. 通常の事業の実施地域	6
7. 主たる対象者	6
8. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供方法及び内容	6
9. 利用料金	7
10. 利用料金の支払い方法	8
11. 事故発生時の対応	8
12. 苦情を受け付けるための窓口	9
13. 虐待の防止のための措置	10
14. サービスの提供の記録	11
15. 福祉サービス第三者評価	11

社会福祉法人 仁寿会

(障害者相談支援事業所 山楽園)

当事業所は雲南市の指定を受けています。

(特定相談支援 第 3231400049 号)

(障害児相談支援 第 3271400040 号)

- 1 この説明書は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この説明書は、平成 25 年 3 月 16 日に一部改正し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 この説明書は、平成 30 年 12 月 22 日に一部改正し、平成 31 年 1 月 1 日から適用する。

2. 事業所の概要

事業所の名称	障害者相談支援事業所 山楽園
事業所の所在地	島根県雲南市掛合町松笠 2 1 5 4 番地 1
事業所の電話番号	0 8 5 4 - 6 2 - 1 5 0 0
事業所の F A X 番号	0 8 5 4 - 6 2 - 1 5 0 1
事業所の E - m a i l	jinju@orange.ocn.ne.jp
事業所の開設年月日	平成 2 4 年 4 月 1 日
事業の目的・運営方針	<p>1. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>2. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。</p> <p>3. 市町村及び多様な事業者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。</p> <p>4. 関係法令等を遵守します。</p>
事業の実施状況	<p>基本相談支援</p> <p>平成【 】年度実績 相談受付件数 【 】件</p> <p>平成【 】年度実績 相談受付件数 【 】件</p> <p>指定計画相談支援（障害者）</p> <p>平成【 】年度実績 契約件数 【 】件</p> <p>平成【 】年度実績 契約件数 【 】件</p> <p>指定障害児相談支援（障害児）</p> <p>平成【 】年度実績 契約件数 【 】件</p> <p>平成【 】年度実績 契約件数 【 】件</p>

3. 事業所の職員体制

職種	人数	勤務形態	資格	経験年数
管理者	1人	兼務	社会福祉施設長資格認定講習	
相談支援専門員	1人	常勤・専従（1人）	島根県相談支援従事者研修	28年

4. 職員の職務内容

職種	職務内容
管理者	従業者の管理、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
相談支援専門員	<p>【基本相談支援】 障害者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>【サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成】 障害福祉サービス等の支給決定等の申請に係るサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>【モニタリング】 支給決定等の有効期間内において、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>

5. 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時までとなります。

6. 通常の事業の実施地域

雲南市及びこれに隣接する市町村の区域

7. 主たる対象者

- ・ 身体障害者（肢体不自由・視覚・聴覚言語・内部障害）
- ・ 知的障害者
- ・ 精神障害者
- ・ 障害児（身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童）

8. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供方法及び内容

（１）サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成します。

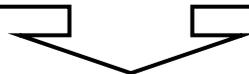
【計画作成までの流れ】

利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者又は障害児の保護者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。

利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成し、利用者又は障害児の保護者に交付します。

支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。



担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者又は障害児の保護者の同意を得た上で、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を完成し、利用者及び障害児の保護者並びに福祉サービス等の担当者に交付します。

(2) サービス等利用計画・障害児支援利用計画のモニタリングを実施します。

<p>計画の実施状況の把握及び計画の変更等</p>	<p>利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行いつつ、作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者又は障害児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>
<p>入所施設等への紹介又は地域生活への移行に係る情報提供</p>	<p>利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が指定障害者支援施設、指定障害児入所施設若しくは精神科病院への入所又は入院を希望する場合は、入所施設等への紹介を行います。また、入所施設等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう援助します。</p>

9. 利用料金

<p>相談支援利用料</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領します。なお、代理受領した利用料の額については、利用者に通知します。</p>
<p>交通費</p>	<p>利用者の希望により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を提供した際には、その実費をいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公共交通機関を利用した場合・・・公共交通機関の定める運賃 ●事業者の自動車を使用した場合・・・移動距離 (km) × 25円

10. 利用料金の支払方法

交通費の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までに請求しますので、所定の期日までに現金又は振込でお支払いください。

11. 事故発生時の対応

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講じるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡いたします。また、利用者に対する指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【主治医】

医療機関名	【 】
所在地	【 】
電話番号	【 】
主治医氏名	【 】

【緊急連絡先】

氏名	【 】
住所	【 】
電話番号	【 】
続柄	【 】

【本事業所が加入する損害賠償保険の内容】

保険会社名	株式会社 日社済事務センター
保険名	知的障害施設総合賠償保険
補償の概要	<ul style="list-style-type: none">・施設賠償 1事故（対人、対物共通） 支払限度額 5億円・生産物賠償 事業者賠償責任保険 1名・1事故・（対人のみ）支払限度額 5億円・人格権侵害 1事故 支払限度額 5千万円・事故対応費用 1事故 支払限度額 5百万円

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は島根県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

【雲南市長寿障害福祉課】

所在地	雲南市木次町木次1013番地1
受付日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、年末年始は除きます。
受付時間	午前8時30分から午後5時までとなります。
電話番号	0854-40-1042
FAX番号	0854-40-1049
E-mail	

【島根県運営適正化委員会】

所在地	島根県松江市東津田町174番地3 いきいきプラザ島根 内
受付日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、年末年始は除きます。
受付時間	午前8時30分から午後5時までとなります。
電話番号	0852-32-5913
FAX番号	0852-32-5994

13. 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定 【虐待防止責任者】管理者 【 】
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

14. サービスの提供の記録

本事業所では、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存しております。また、利用者及び障害児の保護者が他の指定特定相談支援事業所の利用を希望する場合その他利用者からの申出があった場合には、直近のサービス等利用計画又は障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

【本事業所にて保存している記録】

- ・ 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ・ 個々の利用者ごとに次の事項を記載した相談支援台帳
 - サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
 - 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画
 - アセスメントの記録
 - サービス担当者会議等の記録
 - モニタリングの結果の記録
- ・ 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- ・ 利用者からの苦情の内容等の記録
- ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

13. 福祉サービス第三者評価

実施の有無		実施年月日	
評価機関		評価結果の開示状況	

※第三者評価は、福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、第三者機関が客観的かつ専門的な立場から評価する。

平成【 】年【 】月【 】日

指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項の説明を行いました。

事業者

(所在地) 島根県雲南市掛合町松笠 2 1 5 4 番地 1
(名称) 社会福祉法人 仁寿会
(代表者) 理事長 【 】印

説明者

(事業所) 障害者相談支援事業所 山楽園
(職氏名) 管理者 【 】印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供にあたり、重要な事項の説明を受け、同意しました。

利用者

(住所) 【 】
(氏名) 【 】印

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

法定代理人又は身元引受人

(住所) 【 】
(氏名) 【 】印
(続柄) 【 】